

【注意事項】

- ・制度に対応して利用可能な行政サービス等の全てを掲載するものではありません。
- ・届出受領証等の提示が不要な行政サービス等の中には、長野県パートナーシップ届出制度の利用の有無にかかわらず利用できるものを含みます。

長野県パートナーシップ届出制度に対応して提供する行政サービス等一覧【天龍村】

(令和6年4月1日現在)

行政サービス等の内容 (A)	届出受領証等の提示 (B)		問合せ先 (C)		備 考 (D)
	必要	不要	担当課等	電話番号	
公営住宅への入居申込み (世帯としての申込み)		○	建設課建設係	0260-32-1022	
パートナーが親権者と共に行う保育施設への入所申込み		○	教育委員会	0260-32-3206	
罹災証明の代理申請 (委任状を省略)	○		総務課総務情報係	0260-32-2001	
保育所・学童保育所への送迎		○	教育委員会	0260-32-3206	
軽自動車税の身体障がい者等に対する減免申請		○	住民税務課税務係	0260-32-1024	
要介護認定の代理申請		○	健康福祉課健康支援係	0260-32-1021	
生活保護制度の申請		○	健康福祉課福祉係	0260-32-1021	同一の住居に居住し、生計を一にする者であること。資産、能力その他あらゆるものを生活の維持に活用すること等の要件を満たすことが必要です。
DV相談窓口の利用		○	健康福祉課福祉係	0260-32-1021	生活の本拠を共にする同棲相手等から暴力を受けた場合に利用できます。
職員の福利厚生等		○	総務課総務情報係	0260-32-2001	
職員互助会の給付		○	総務課総務情報係	0260-32-2001	職員が対象です。